

(目的)

第1条 この条例は、流山市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めるとともに、流山市民（以下「市民」という。）の代表として議員の政治倫理の更なる確立に必要となる事項を定めることにより、流山市議会（以下「議会」という。）が市民の厳粛な信託に応え、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員及び市民の責務)

第2条 議員は、市民の代表としての役割を正しく認識し、議会の一員として、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、この条例に定める政治倫理に関する自らの事項について、進んでその説明責任を果たすよう努めなければならない。

3 市民は、主権者として自らも市政を担い、特定の個人又は法人の利益のため議員が利用されることがないように、常に議員の活動を見守るよう努めなければならない。

(政治倫理基準の遵守)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 市民の代表として名誉と品位を損なう行為を慎み、議員としての職務に関し、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

(2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）その他公職にある者に対して適用される法律に違反する行為をしないこと。

(3) 流山市並びに公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社及び流山市が加入する一部事務組合及び広域連合及び流山市が資本金その他これに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人及び株式会社（以下単に「市」と総称する。）が行う許可若しくは認可又は請負その他の契約に関し、特定の個人、企業、団体等のために、有利な取り計らいをしたと見られる行為をしないこと。

(4) 議員及び当該議員を推薦し、又は支持する公職選挙法第199条の5第1項に規定する後援団体に対する政治活動に関する寄附として、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある金品を受けないこと。

(5) 常に議員として市民の利益を優先し、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある金品を受けないこと。

(6) 市の職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するような働きかけをしないこと。

(7) 市の職員の採用、昇任又は人事異動に関して、特定の個人の推薦、紹介等の行為をしないこと。

(8) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に規定する酒気帯び運転その他の市民の安心安全を脅かすおそれのある違法行為をしないこと。

(宣誓書の提出)

第4条 議員は、この条例を遵守する旨の宣誓を行い、議員の任期開始の日（再選挙又は補欠選挙により議員となった者にあつてはその選挙の期日とし、繰上補充により当選人と定められた議員にあつてはその当選の効力発生の日とする。）から30日以内に、別に定める宣誓書を流山市議会議長（以下「議長」という。）に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると議長が認めるときは、この限りでない。

(納税等状況報告書の提出)

第5条 議員（前年1年間を通じて議員であった者（任期満了により議員でない期間がある者で、当該任期満了による選挙により再び議員となったものにあつては、当該議員でない期間を除き、前年1年間を通じて議員であった者）に限る。）は、流山市が徴収する税金等について納税等の状況を記載した報告書（以下「納税等状況報告書」という。）を、毎年、5月1日から同月31日までの間

(当該期間内に任期満了により議員でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び議員となったものにあつては、同月1日から再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間)に作成し、納税等の状況を証する資料を添付して、遅滞なく議長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により作成された納税等状況報告書は、議長においてその要旨を公表するとともに、5年間保存しなければならない。

(調査請求)

第6条 公職選挙法第9条第2項の規定により議員の選挙権を有する者(以下「有権者」という。)又は議員は、議員が第3条に掲げる政治倫理基準(以下「政治倫理基準」という。)に違反していると認めるときは、有権者にあつては、有権者数の500分の1以上の、議員にあつては、議員総数の4分の1以上の署名により、議長に対し、議員の政治倫理基準に違反する行為の存否について調査の請求(以下「調査請求」という。)をすることができる。この場合において、当該調査請求を行う者は、議員が政治倫理基準に違反していると疑うに足る事実を証する資料を添付した調査請求書を、議長に提出しなければならない。

(政治倫理基準違反の調査等)

第7条 議長は、前条に規定する調査請求を受けたときは、政治倫理基準に違反する行為の存否についての調査を依頼するため、直ちに調査請求書及び添付書類の写しを市長に送付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により議長から調査請求書及び添付書類の写しの送付を受けたときは、流山市政治倫理審査会条例(平成19年流山市条例第19号。以下「審査会条例」という。)の規定に基づき設置される流山市政治倫理審査会(以下「審査会」という。)に政治倫理違反行為の存否についての調査を行わせるものとする。

(議長の協力義務)

第8条 議長は、審査会条例第7条第1項の規定による依頼があつたときは、審査会の調査等に必要な資料を提出しなければならない。

(議員の協力義務)

第9条 議員は、審査会条例第7条第2項の規定による求めがあつたときは、審査会の調査等に必要な資料を提出しなければならない。

- 2 議員は、審査会条例第7条第3項の規定による求めがあつたときは、審査会に出席し、意見を述べ、又は説明をしなければならない。
- 3 議長は、審査会条例第7条第5項の規定により、市長から議員が審査会の求めに応じなかつた旨の通知があつたときは、その内容を速やかに公表しなければならない。

(調査報告書の公表等)

第10条 市長は、審査会条例第6条の規定により審査会から調査報告書の送付を受けたときは、速やかにその写しを議長に送付しなければならない。

- 2 議長は、前項の規定により市長から調査報告書の写しの送付を受けたときは、その内容を調査請求した有権者又は議員に通知しなければならない。
- 3 前項の調査報告書の写しは、議長においてその要旨を公表するとともに、3年間保存しなければならない。

(調査結果の尊重)

第11条 議会は、審査会の調査結果を尊重し、政治倫理基準に違反したと指摘された議員に対して、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第5条から第11条までの規定は、平成20年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例の施行の日において議員である者に対する第4条の規定の適用については、同条中「議員の任期開始の日」とあるのは「この条例の施行の日」とする。